

それぞれの役割 (第4条~第7条)

男女共同参画を進めていくために、市、市民のみなさん、事業者のみなさん、教育に携わるみなさんの主体的な取り組みと相互の連携・協働が求められます。

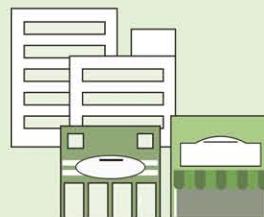
市民のみなさんは

- ◎家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ◎市が実施する施策への協力に努めましょう。



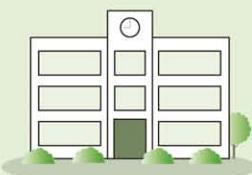
事業者のみなさんは

- ◎事業活動や職場環境において、男女共同参画を推進するように努めましょう。
- ◎市が実施する施策への協力を努めましょう。



教育に携わるみなさんは

- ◎あらゆる教育や学習の場において、男女共同参画の視点をもった教育に努めましょう。
- ◎市が実施する施策への協力に努めましょう。



市は



性別による人権侵害の禁止と被害者支援 (第14条、第15条)



性別による 差別的取扱い

セクシュアル・ ハラスメント

ドメスティック・ バイオレンス

その他の性別 による人権侵害

市は、こうした人権侵害の被害を受けた方に対し、安全と安心を最優先して関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。

市の取り組みに対する苦情等の申出 (第16条)

市が実施する次の施策について、苦情又は意見の申出を行うことができます。



男女共同参画の 推進に関する施策



男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策



舞鶴市男女共同参画審議会の設置 (第17条)

男女共同参画の推進に関する事項の調査・審議を行うため、市民のみなさん等で構成する「舞鶴市男女共同参画審議会」を設置します。